

○取手市奨学金貸付条例施行規則

平成4年3月31日

教委規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、取手市奨学金貸付条例（平成4年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の募集)

第2条 奨学生の募集は、次の事項を明らかにして公募により行う。

(1)資格

(2)貸付人員及び貸付金額

(3)募集期間

(4)前3号に掲げるもののほか、奨学生の募集に関し必要と認められる事項

(市税等の滞納に係る基準)

第2条の2 条例第2条第1号に規定する諸納付金のうち規則で定めるものは、次に掲げる納付金とする。

(1) 学校給食費

(2) 取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例(平成20年条例第7号)第9条第1項に規定する利用料

2 条例第2条第1号に規定する情状を考慮し規則で定めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 滞納している市税及び前項各号に掲げる納付金(以下「市税等」という。)について、第4条の規定による願書の提出日から3か月前の日までの間に民法(明治29年法律第89号)第152条に規定する承認を行っていること。

(2) 市税等について、完納が見込めると教育委員会が認めること。

(学費の支弁が困難と認められる者)

第3条 条例第2条第2号に掲げる学費の支弁が困難であると認められる者とは、その者が属する世帯の当該奨学金を受けようとする年の前年の収入又は所得が、独立行政法人日本学生支援機構が大学生及び短期大学生に貸与する第二種奨学金の家計基準を満たす者及びこれに準ずる者とする。

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を別に定める奨学生募集期間の期日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 世帯全員の住民票
- (4) 合格通知書又は在学を証する書類の写し
- (5) 所得状況を証する書類
- (6) その他家計内容調査に必要な証明書
（奨学生の選定）

第5条 奨学生は、取手市奨学生審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、教育委員会が選定する。

（奨学生審査会の組織）

第6条 条例第11条に規定する審査会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育部長
- (2) 教育総務課長
- (3) 指導課長
- (4) 市内小・中学校長代表
- (5) 市内高等学校長代表
- (6) 福祉事務所長
（会長及び副会長）

第7条 審査会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（審査会の会議）

第8条 審査会は、教育委員会が招集する。

2 審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（選定通知）

第9条 教育委員会が奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書（様式第3号）を在学又は卒業した学校長を経て、本人に通知する。

2 前項の規定により通知を受けた奨学生は、誓約書（様式第4号）及び在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の貸付け)

第10条 奨学金は、次の表により本人に貸し付ける。

期別	期間	貸付月
第1期	4月から9月まで	4月
第2期	10月から3月まで	9月

(奨学金の返還方法)

第11条 条例第8条第1項に規定する奨学金の返還は年賦、半年賦又は月賦によることができる。

(返還の猶予)

第12条 条例第8条第2項の規定による奨学金の返還猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予願（様式第5号）によりその旨教育委員会に申請しなければならない。

(奨学金の減免)

第13条 条例第8条第3項の規定による奨学金返還の減免は、奨学生であった者が次の表の左欄に掲げる事情に該当する場合に、同表の右欄に掲げる額について行うことができる。

事情	減免額
死亡したとき又は心身障害の程度が別表の第1級に相当すると認められるとき。	返還未済額の全額又は一部の額
心身障害の程度が別表の第2級に相当すると認められるとき。	返還未済額の4分の3以内の額

2 前項の規定により奨学金の返還の減免を受けようとする者は、奨学金返還減免願（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(1) 家庭状況調書（様式第7号）

(2) 戸籍の一部記載事項証明（死亡による奨学金の返還の減免を受けようとする場合に限る。）

(3) 心身障害の状況を証する医師の診断書（心身障害による奨学金の返還の減免を受けようとする場合に限る。）

(猶予、減免の決定)

第14条 教育委員会は、前2条の規定による申請を受けたときは、正当と認められる者について当該奨学金の返還を猶予し、又は減免することができる。

(延滞利子の端数計算)

第15条 条例第9条ただし書の規定による延滞利子を計算する場合は、取手市税外諸収入の滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和49年条例第5号）第4条の規定を準用する。

（借用証書等の提出）

第16条 奨学金の貸付けが完了した者又は貸付けを廃止された者は、奨学金借用証書（様式第8号）及び奨学金返還明細書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

（連帯保証人等の要件）

第16条の2 条例第6条第2項に規定する連帯保証人及び保証人について教育委員会が別に定める要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(1)連帯保証人 奨学生と生計を一にする二親等以内の親族

(2)保証人 連帯保証人と生計を異にする四親等以内の親族又は市内に住所を有し、かつ、現に居住する者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に認める場合は、奨学生は前項各号に規定する要件を満たさない者を連帯保証人又は保証人とすることができる。この場合において、教育委員会は、第4条各号に掲げる書類のほかに、連帯保証人又は保証人の審査に必要と認める書類の提出を奨学生に求めることができる。

（連帯保証人等の変更）

第17条 奨学生は、特別の事情がある場合には、その連帯保証人又は保証人の変更を求めることができる。

2 前項の規定により連帯保証人又は保証人を変更しようとするときは、連帯保証人（保証人）変更願（様式第10号）により教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項による変更を必要と認めたときは、これを認めることができる。

（異動の届出）

第18条 奨学生は、条例第7条第1号又は第10条各号の規定に該当したときは、速やかに身上異動届（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。

（奨学金復活の届出）

第19条 条例第7条第2号の規定により奨学金の貸付けを停止された奨学生が復学し、奨学金の復活を希望する場合は、身上異動届により教育委員会に届け出なければならない。

（学業成績表の提出）

第20条 奨学生は、毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出しなければならない。

（その他）

第 2 1 条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。